

第4回厚生小委員会 次第

日 時： 平成15年11月25日(火) 午後2時00分から
会 場： 尾西市役所2階 大会議室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議厚生第4号	保健衛生事業について	(資料1)
協議厚生第6号	健康づくり事業について	(資料2)
協議厚生第9号	児童福祉事業について	(資料3)
協議厚生第10号	保育事業について	(資料4)

(2) 提案事項

協議厚生第8号	高齢者福祉事業(その2)の追加について	(協議附属資料のみ)
協議厚生第11号	国民健康保険事業の取扱いについて	(資料5)
協議厚生第12号	障害者福祉事業について	(資料6)
協議厚生第13号	その他の福祉事業について	(資料7)
協議厚生第14号	病院事業について	(資料8)
協議厚生第15号	使用料、手数料等の取扱いについて	(資料9)
協議厚生第16号	補助金、交付金等の取扱いについて	(資料10)

3 その他

厚生小委員会の日程について	(資料11)
---------------	--------

4 閉会

保健衛生事業について（協定項目第23-9号）

保健衛生事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	保健衛生事業
調整方針	<p>3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。</p> <p>（1）基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。</p> <p>（2）乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成15年11月25日
確認	平成 年 月 日

健康づくり事業について（協定項目第23 - 16号）

健康づくり事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	健康づくり事業
調整方針	(1) 健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。 (2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。 (3) 新市における健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成15年11月25日
確認	平成 年 月 日

児童福祉事業について（協定項目第23-12号）

児童福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	児童福祉事業
調整方針	(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。 (2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。

協議状況	
提案	平成15年10月30日
協議	平成15年11月25日
確認	平成 年 月 日

保育事業について（協定項目第23 - 13号）

保育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	保育事業
調整方針	(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。 (2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。

協議状況	
提案	平成15年10月30日
協議	平成15年11月25日
確認	平成 年 月 日

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目第20号）

国民健康保険事業の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	国民健康保険事業の取扱い
調整方針	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整するものとする。 ただし木曾川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整するものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

障害者福祉事業について（協定項目第23-10号）

障害者福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	障害者福祉事業
調整方針	<p>(1) 障害者手当給付事業については、合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。</p> <p>(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。</p> <p>(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせる。</p> <p>(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。</p> <p>(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

その他の福祉事業について（協定項目第23 - 15号）

その他の福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	その他の福祉事業
調整方針	<p>(1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。</p> <p>(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。</p> <p>(3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。</p> <p>(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

病院事業について（協定項目第23-17号）

病院事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	病院事業
調整方針	<p>(1)一宮市、尾西市、木曽川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引継ぎ、名称については 市立市民病院、市立市民病院今伊勢分院、市立尾西市民病院、市立木曽川市民病院とする。</p> <p>(2)慣行料金については、合併時に統一するものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	<p>(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。</p> <p>(2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

厚生小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
5	12月18日(木)午後3時	一宮地場産業ファッションセンター 2階第1会議室
6	1月22日(木)午後3時	一宮地場産業ファッションセンター 2階第1会議室
7	2月19日(木)午後2時	尾西市商工会館 3階研修大ホール

一宮市保育所年齢，階層別集計表

2003/10/1在籍児

階層	人数 (人)						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
A00	0	1	2	6	5	10	24
B00	5	38	60	92	127	125	447
B01	15	26	36	72	64	68	281
C00	2	2	2	2	5	3	16
C01	8	18	36	86	63	83	294
C02	1	11	10	46	30	43	141
C03	14	28	40	121	97	114	414
D01	1	6	8	27	14	18	74
D02	5	13	21	48	57	34	178
D03	7	18	20	44	48	53	190
D04	18	58	66	235	204	207	788
D05	6	31	38	190	187	180	632
D06	10	24	33	149	171	154	541
D07	7	26	24	155	132	140	484
D08	4	13	24	90	104	125	360
D09	10	22	16	76	78	81	283
D10	14	42	42	119	120	134	471
D11	14	21	68	102	105	109	419
D12	5	11	25	58	69	72	240
合計	146	409	571	1,718	1,680	1,753	6,277

尾西市保育所年齢，階層別集計表

2003/10/1在籍児

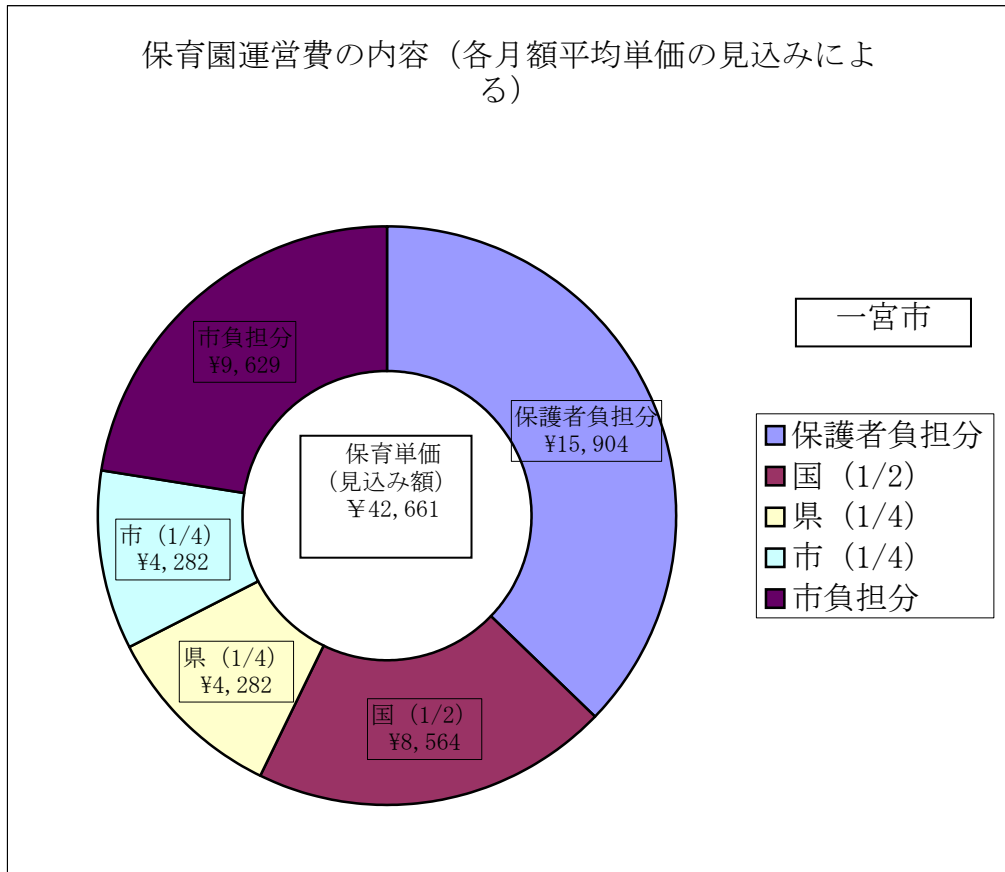
階層	人 数 (人)						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
A00	0	1	0	2	0	2	5
B00	1	3	15	14	29	17	79
B01	1	2	5	15	7	22	52
C00	1	1	0	1	2	1	6
C01	0	6	5	24	25	20	80
C02	0	4	0	17	9	14	44
C03	0	7	5	28	22	25	87
D01	1	3	1	9	10	4	28
D02	1	1	2	13	9	11	37
D03	0	0	1	9	9	6	25
D04	1	7	3	66	81	46	204
D05	1	8	3	53	52	51	168
D06	2	8	2	57	45	45	159
D07	1	4	5	26	44	34	114
D08	1	4	1	28	31	36	101
D09	3	1	2	15	18	13	52
D10	4	5	1	21	26	32	89
D11	4	1	5	24	21	22	77
D12	0	0	5	10	12	21	48
合計	22	66	61	432	452	422	1,455

木曾川町保育所年齢，階層別集計表

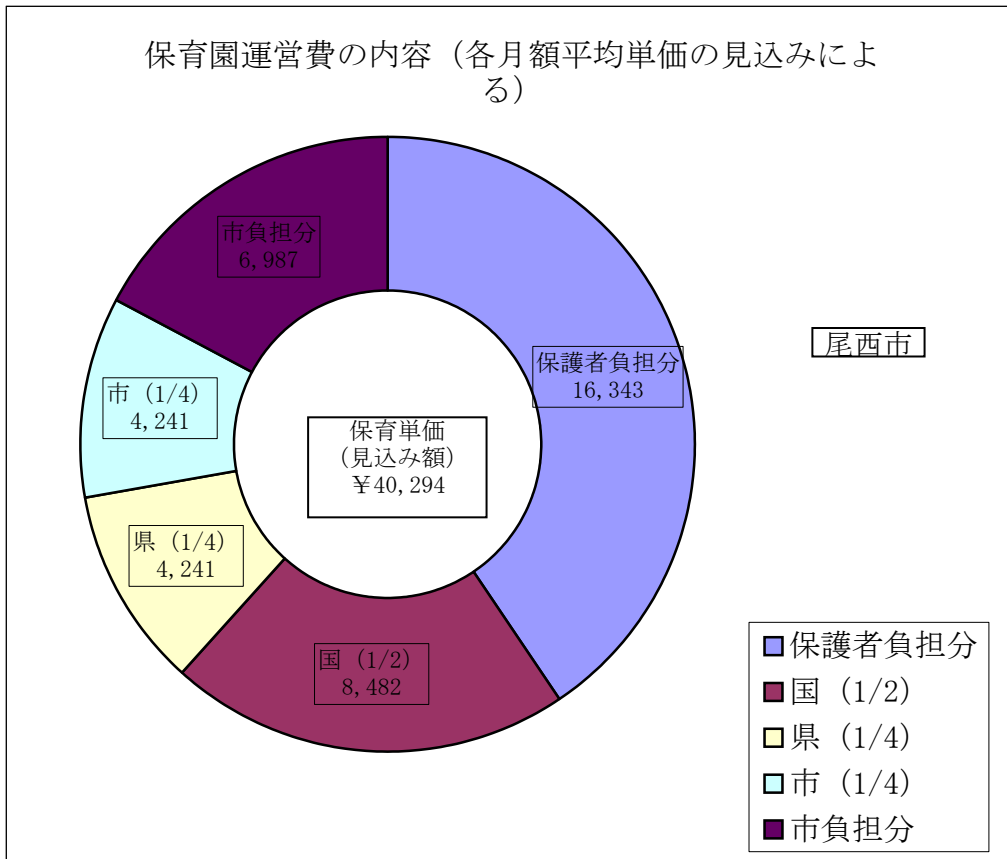
2003/10/1在籍児

階層	人 数 (人)						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
A00			1	1			2
B01	1	9	8	16	24	19	77
C01	1	2	2	7	9	12	33
C02	1		8	19	25	11	64
D01	1	3	2	16	14	9	45
D02	1	5	6	24	19	14	69
D03		5	4	29	30	31	99
D04	2	4	9	37	26	31	109
D05	1	4	7	31	22	29	94
D06		7	5	20	14	18	64
D07	3	3	2	14	23	12	57
D08		3	2	17	12	13	47
D09	2	7	8	29	17	29	92
D10			3	9	9	10	31
合計	13	52	67	269	244	238	883

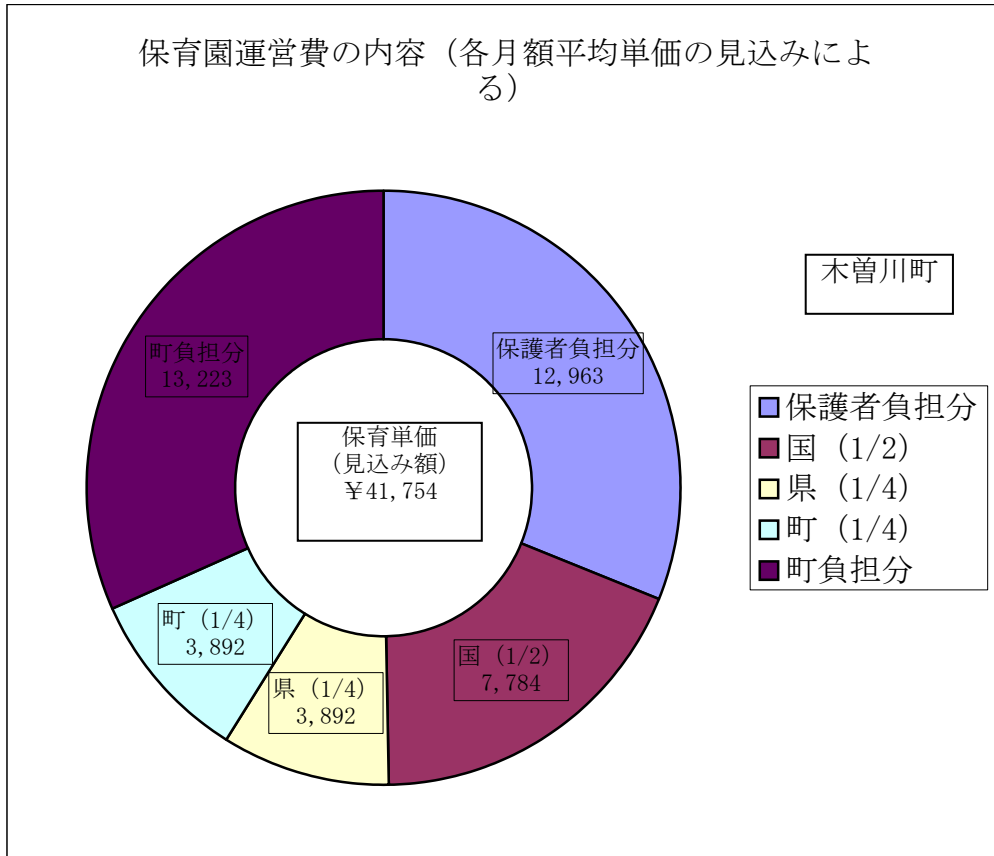
保護者負担分 国 (1/2) 県 (1/4) 市 (1/4) 市負担分 保育単価 (見込み)
 ¥15,904 ¥8,564 ¥4,282 ¥4,282 ¥9,629 ¥42,661



保護者負担分 国 (1/2) 県 (1/4) 市 (1/4) 市負担分 保育単価 (見込み)
 ¥16,343 ¥8,482 ¥4,241 ¥4,241 ¥6,987 ¥40,294



保護者負担分 国 (1/2) 県 (1/4) 町 (1/4) 町負担分 保育単価 (見込み)
 ¥12,963 ¥7,784 ¥3,892 ¥3,892 ¥13,223 ¥41,754



協 議 附 属 資 料

< 協議厚生第8号 23 - 11 高齢者福祉事業(その2) >

平成15年11月25日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	高齢者福祉事業（その2）			
調整方針（案）	敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
3. 養護老人ホーム歳末慰問金支給事業	養護老人ホーム入所者に対して歳末慰問金を支給。 1. 対象者 1 1月1日在籍者で引き続き12月1日現在も在所している者 2. 金額 2,000円 3. 実績（14年度） 施設数 4施設 対象者数 78人 2,000円×78人=156,000円			合併時に事業を廃止する。

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 1 1 号 2 0 国 民 健 康 保 険 事 業 の 取 扱 い >

平成15年11月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目		国民健康保険事業の取扱い				
調整方針(案)		国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整するものとする。 ただし木曽川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整するものとする。				
項目		一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針	
国民健康保険税 (平成十五年度)	賦課方式等	医療保険分 平成15年度本算定時	所得割 6.7% 資産割 38.0% 均等割 25,800円 平等割 27,000円 1人当たり保険税額 78,867円	所得割 7.0% 資産割 38.0% 均等割 25,800円 平等割 27,000円 1人当たり保険税額 81,636円	所得割 5.5% 資産割 35.0% 均等割 20,400円 平等割 23,400円 1人当たり保険税額 71,604円	一宮市の制度を基本に新たに定めるものとする。 税率については、木曽川町を段階的に引き上げ平成20年度に統一する。 賦課方式は、資産割を廃止し、3方式とする。ただし、平成17年度に資産割を1/2にし、平成18年度に廃止する。
		介護保険分 平成15年度本算定時	所得割 0.80% 資産割 4.50% 均等割 5,400円 平等割 3,500円 1人当たり保険税額 14,770円	所得割 0.78% 資産割 4.50% 均等割 5,000円 平等割 3,500円 1人当たり保険税額 13,894円	所得割 0.80% 資産割 5.00% 均等割 4,800円 平等割 3,600円 1人当たり保険税額 15,296円	
	応能応益割合	医療分 応能率 55.49% 応益率 44.51%	医療分 応能率 55.44% 応益率 44.56%	医療分 応能率 58.37% 応益率 41.63%	医療分 応能率 50.00% 応益率 50.00%を目標とする。 応能率...所得割、(資産割) 応益率...均等割、平等割	
	軽減割合	6割軽減・4割軽減	6割軽減・4割軽減	6割軽減・4割軽減	新市において調整する。	
	独自減免制度	減免基準を作成し、減免を実施している。 (詳細別紙)	減免基準を作成し、減免を実施している。 (詳細別紙)	減免基準を作成し、減免を実施している。 (詳細別紙)	合併時に一宮市の制度を基本とし減免制度を統一するものとする。	
	課税限度額	医療保険分 520,000円 ただし世帯の前年の所得金額の合計 800万円以下の場合 510,000円 介護保険分 70,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	(医療保険分) 尾西市・木曽川町の制度に合わせる。 (介護保険分) 2市1町同じのため現行のとおりとする。	
	賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	現行のとおりとする。	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目		一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
国保税 (平成十五年度)	納 期	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月27日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から同月25日まで 第8期 1月1日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月末日まで 第10期 3月1日から同月31日まで	一宮市の制度に合わせる。
	療養給付費 一部負担金	一般被保険者 3 割 退職被保険者 本人 3 割 被扶養者入院 3 割 被扶養者外来 3 割	一般被保険者 3 割 退職被保険者 本人 3 割 被扶養者入院 3 割 被扶養者外来 3 割	一般被保険者 3 割 退職被保険者 本人 3 割 被扶養者入院 3 割 被扶養者外来 3 割	現行のとおりとする。
出産育児一時金	1件につき 300,000円	1件につき 300,000円	1件につき 300,000円	現行のとおりとする。	
葬祭費	60,000円	60,000円	80,000円	一宮市・尾西市の制度に合わせる。	
保健事業 (国保)	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康世帯に記念品送付 2 医療費通知(年6回) 3 パンフレットの作成配布 4 人間ドック補助事業 ・30歳～39歳(一部40歳含)の国保加入者を対象 本人負担額... 8,000円 ・受診者数..... 196名 5 市民健康まつりへの参加 ・国保相談コーナー、体力チェックコーナー設置 6 市民歩こう大会への参加 ・抽選で国保賞(体脂肪計付体重計)を贈呈 7 健康体操教室の開設(12回) 8 骨塩量測定の実施...受診者600人 9 健康カレンダーの配布 	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康世帯に記念品送付 2 医療費通知(年6回) 3 パンフレットの作成配布 4 生活習慣病総合健診補助事業 40歳以上の国保加入者が対象 本人負担額... 5,670円 ・受診者数..... 350名 5 びさいまつりへの参加 健康フェア会場にて国保制度に関するクイズを実施 6 骨粗しょう症健診補助事業 本人負担額... 420円 ・受診者数..... 200名 	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康世帯に記念品送付(趣旨普及費計上) 2 医療費通知(年6回) 3 パンフレットの作成配布 4 人間ドック補助事業 ・30歳以上の1年以上国保加入者を対象 本人負担額... 8,000円 ・受診者数..... 199名(H15は定員250名) 5 総合データベース事業 ・検診等のデータ電算化(H10～H14) 6 総合健康指導事業 ・アンケートによるコンピュータドック実施(H13～H17) 	合併時に一宮市の制度を基本とし新たに制度を統一するものとする。	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
国保運営協議会	委員定数 17名 (1) 被保険者を代表する委員 5名 (2) 保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 5名 (3) 公益を代表する委員 5名 (4) 被用者保険等保険者を 代表する委員 2名 報酬 1日 7,200円 任期 2年間 開催 年2から3回	委員定数 13名 (1) 被保険者を代表する委員 4名 (2) 保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 4名 (3) 公益を代表する委員 4名 (4) 被用者保険等保険者を 代表する委員 1名 報酬 1日 6,300円 任期 2年間 開催 年2から3回	委員定数 12名 (1) 被保険者を代表する委員 4名 (2) 保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 4名 (3) 公益を代表する委員 4名 報酬 1日 7,700円 任期 2年間 開催 年2から3回	委員定数については、20名とし、内訳は次のとおりとする。 (1) 被保険者を代表する委員 6名 (2) 保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 6名 (3) 公益を代表する委員 6名 (4) 被用者保険等保険者を 代表する委員 2名 任期は2年とし、始期は合併後翌月1日とする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い		
項目	参 考 資 料		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。
	山口市	H15.4.1	「保険税賦課関係」 (1) 国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、応益割合（均等割額、平等割額）が45%以上55%未満となるよう調整する。 (2) 平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。 (3) 平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。 (4) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。 (5) 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。 「保険給付・助成関係」 (1) 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 (2) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 (3) 葬祭費については、50,000円とする。 (4) 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。 (5) 成人病予防検診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。 (6) 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。
	静岡市	H15.4.1	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、合併後1年以内を目的に、新市において統一するものとする。
	新発田市	H15.7.7	国民健康保険事業の中で、両市町に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。 人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。 豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い
関係法令 (抜粋)	<p>国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号） (この法律の目的) 第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 (国民健康保険) 第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。 (特別会計) 第10条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。 第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。 2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号） (市町村が課することができる税目) 第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。 (第2項～第5項省略) 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。 (1) 都市計画税 (2) 水利地益税 (3) 共同施設税 (4) 宅地開発税 (5) 国民健康保険税 (第7項省略) (国民健康保険税) 第703条の4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。 2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第九条第二号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とする。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号） (地方税に関する特例) 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号八に規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号八の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。</p>

<パターン1> (医療分のみ比較)

・本人、妻で所得 33万円以下

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	15,700	700	700	700	700
尾西市	31,400	15,000	15,000	15,000	15,000
木曽川町	25,600	9,200	9,200	9,200	9,200

【平成17年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成18年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成19年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成20年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	46,100	17,700	29,700	29,700	29,700
尾西市	61,800	33,400	45,400	45,400	45,400
木曽川町	53,600	23,200	37,200	37,200	37,200

【平成17年度】

	医療分
新市	28,400
旧木曽川町	30,400

【平成18年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成19年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成20年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	72,700	33,800	56,300	56,300	56,300
尾西市	88,400	49,500	72,000	72,000	72,000
木曽川町	78,100	35,500	61,700	61,700	61,700

【平成17年度】

	医療分
新市	38,900
旧木曽川町	42,600

【平成18年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成19年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

【平成20年度】

	医療分
新市	16,400
旧木曽川町	16,400

<パターン2> (医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で所得 33万円以下

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	26,000	1,200	1,200	1,200	1,200
尾西市	52,000	24,800	24,800	24,800	24,800
木曽川町	42,000	14,800	14,800	14,800	14,800

【平成17年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成18年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成19年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成20年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	56,400	17,200	29,200	29,200	29,200
尾西市	82,400	43,200	55,200	55,200	55,200
木曽川町	70,000	28,800	42,800	42,800	42,800

【平成17年度】

	医療分
新市	39,200
旧木曽川町	41,200

【平成18年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成19年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成20年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	83,000	33,300	55,800	55,800	55,800
尾西市	109,000	59,300	81,800	81,800	81,800
木曽川町	94,500	41,100	67,300	67,300	67,300

【平成17年度】

	医療分
新市	49,700
旧木曽川町	53,400

【平成18年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成19年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

【平成20年度】

	医療分
新市	27,200
旧木曽川町	27,200

<パターン3> (医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 100万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	99,900	8,400	14,400	14,400	14,400
尾西市	125,500	17,200	11,200	11,200	11,200
木曽川町	101,000	4,100	6,600	10,000	13,300

【平成17年度】

	医療分
新市	108,300
旧木曽川町	96,900

【平成18年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	107,600

【平成19年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	111,000

【平成20年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	114,300

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	153,800	33,500	39,500	39,500	39,500
尾西市	155,900	35,600	41,600	41,600	41,600
木曽川町	129,000	18,100	21,400	18,000	14,700

【平成17年度】

	医療分
新市	120,300
旧木曽川町	110,900

【平成18年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	107,600

【平成19年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	111,000

【平成20年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	114,300

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	180,400	49,600	66,100	66,100	66,100
尾西市	182,500	51,700	68,200	68,200	68,200
木曽川町	153,500	30,400	45,900	42,500	39,200

【平成17年度】

	医療分
新市	130,800
旧木曽川町	123,100

【平成18年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	107,600

【平成19年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	111,000

【平成20年度】

	医療分
新市	114,300
旧木曽川町	114,300

<パターン4> (医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 100万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	96,900	8,400	14,400	14,400	14,400
尾西市	125,000	19,700	13,700	13,700	13,700
木曽川町	99,800	5,900	4,800	8,200	11,500

【平成17年度】

	医療分
新市	105,300
旧木曽川町	93,900

【平成18年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	104,600

【平成19年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	108,000

【平成20年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	111,300

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	127,300	10,000	16,000	16,000	16,000
尾西市	155,400	38,100	44,100	44,100	44,100
木曽川町	127,800	19,900	23,200	19,800	16,500

【平成17年度】

	医療分
新市	117,300
旧木曽川町	107,900

【平成18年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	104,600

【平成19年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	108,000

【平成20年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	111,300

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	153,900	26,100	42,600	42,600	42,600
尾西市	182,000	54,200	70,700	70,700	70,700
木曽川町	152,300	32,200	47,700	44,300	41,000

【平成17年度】

	医療分
新市	127,800
旧木曽川町	120,100

【平成18年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	104,600

【平成19年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	108,000

【平成20年度】

	医療分
新市	111,300
旧木曽川町	111,300

<パターン5> (医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 150万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	133,400	12,900	23,400	23,400	23,400
尾西市	160,500	14,200	3,700	3,700	3,700
木曽川町	128,500	2,100	16,600	22,500	28,300

【平成17年度】

	医療分
新市	146,300
旧木曽川町	126,400

【平成18年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	145,100

【平成19年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	151,000

【平成20年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	156,800

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	187,300	29,000	30,500	30,500	30,500
尾西市	190,900	32,600	34,100	34,100	34,100
木曽川町	156,500	16,100	11,400	5,500	300

【平成17年度】

	医療分
新市	158,300
旧木曽川町	140,400

【平成18年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	145,100

【平成19年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	151,000

【平成20年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	156,800

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	213,900	45,100	57,100	57,100	57,100
尾西市	217,500	48,700	60,700	60,700	60,700
木曽川町	181,000	28,400	35,900	30,000	24,200

【平成17年度】

	医療分
新市	168,800
旧木曽川町	152,600

【平成18年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	145,100

【平成19年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	151,000

【平成20年度】

	医療分
新市	156,800
旧木曽川町	156,800

<パターン6> (医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 150万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	169,500	14,600	25,100	25,100	25,100
尾西市	212,100	28,000	17,500	17,500	17,500
木曽川町	169,300	5,100	13,600	19,500	25,300

【平成17年度】

	医療分
新市	184,100
旧木曽川町	164,200

【平成18年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	182,900

【平成19年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	188,800

【平成20年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	194,600

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	238,900	42,800	44,300	44,300	44,300
尾西市	242,500	46,400	47,900	47,900	47,900
木曽川町	197,300	19,100	14,400	8,500	2,700

【平成17年度】

	医療分
新市	196,100
旧木曽川町	178,200

【平成18年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	182,900

【平成19年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	188,800

【平成20年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	194,600

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	265,500	58,900	70,900	70,900	70,900
尾西市	269,100	62,500	74,500	74,500	74,500
木曽川町	221,800	31,400	38,900	33,000	27,200

【平成17年度】

	医療分
新市	206,600
旧木曽川町	190,400

【平成18年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	182,900

【平成19年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	188,800

【平成20年度】

	医療分
新市	194,600
旧木曽川町	194,600

<パターン7> (医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 200万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	166,900	17,400	32,400	32,400	32,400
尾西市	195,500	11,200	3,800	3,800	3,800
木曽川町	156,000	100	26,600	35,000	43,300

【平成17年度】

	医療分
新市	184,300
旧木曽川町	155,900

【平成18年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	182,600

【平成19年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	191,000

【平成20年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	199,300

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	220,800	24,500	21,500	21,500	21,500
尾西市	225,900	29,600	26,600	26,600	26,600
木曽川町	184,000	14,100	1,400	7,000	15,300

【平成17年度】

	医療分
新市	196,300
旧木曽川町	169,900

【平成18年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	182,600

【平成19年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	191,000

【平成20年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	199,300

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	247,400	40,600	48,100	48,100	48,100
尾西市	252,500	45,700	53,200	53,200	53,200
木曽川町	208,500	26,400	25,900	17,500	9,200

【平成17年度】

	医療分
新市	206,800
旧木曽川町	182,100

【平成18年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	182,600

【平成19年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	191,000

【平成20年度】

	医療分
新市	199,300
旧木曽川町	199,300

<パターン8> (医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 200万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	203,000	19,100	34,100	34,100	34,100
尾西市	247,100	25,000	10,000	10,000	10,000
木曽川町	196,800	3,100	23,600	32,000	40,300

【平成17年度】

	医療分
新市	222,100
旧木曽川町	193,700

【平成18年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	220,400

【平成19年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	228,800

【平成20年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	237,100

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	272,400	38,300	35,300	35,300	35,300
尾西市	277,500	43,400	40,400	40,400	40,400
木曽川町	224,800	17,100	4,400	4,000	12,300

【平成17年度】

	医療分
新市	234,100
旧木曽川町	207,700

【平成18年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	220,400

【平成19年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	228,800

【平成20年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	237,100

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	299,000	54,400	61,900	61,900	61,900
尾西市	304,100	59,500	67,000	67,000	67,000
木曽川町	249,300	29,400	28,900	20,500	12,200

【平成17年度】

	医療分
新市	244,600
旧木曽川町	219,900

【平成18年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	220,400

【平成19年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	228,800

【平成20年度】

	医療分
新市	237,100
旧木曽川町	237,100

<パターン9> (医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 300万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	242,000	42,900	66,900	66,900	66,900
尾西市	265,500	19,400	43,400	43,400	43,400
木曽川町	211,000	28,500	71,200	84,600	97,900

【平成17年度】

	医療分
新市	284,900
旧木曽川町	239,500

【平成18年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	282,200

【平成19年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	295,600

【平成20年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	308,900

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	287,800	9,100	21,100	21,100	21,100
尾西市	295,900	1,000	13,000	13,000	13,000
木曽川町	239,000	14,500	43,200	56,600	69,900

【平成17年度】

	医療分
新市	296,900
旧木曽川町	253,500

【平成18年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	282,200

【平成19年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	295,600

【平成20年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	308,900

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	314,400	7,000	5,500	5,500	5,500
尾西市	322,500	15,100	13,600	13,600	13,600
木曽川町	263,500	2,200	18,700	32,100	45,400

【平成17年度】

	医療分
新市	307,400
旧木曽川町	265,700

【平成18年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	282,200

【平成19年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	295,600

【平成20年度】

	医療分
新市	308,900
旧木曽川町	308,900

<パターン10> (医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 300万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	278,100	60,800	84,800	84,800	84,800
尾西市	317,100	21,800	45,800	45,800	45,800
木曽川町	251,800	41,700	84,400	97,800	111,100

【平成17年度】

	医療分
新市	338,900
旧木曽川町	293,500

【平成18年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	336,200

【平成19年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	349,600

【平成20年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	362,900

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	339,400	11,500	23,500	23,500	23,500
尾西市	347,500	3,400	15,400	15,400	15,400
木曽川町	279,800	27,700	56,400	69,800	83,100

【平成17年度】

	医療分
新市	350,900
旧木曽川町	307,500

【平成18年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	336,200

【平成19年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	349,600

【平成20年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	362,900

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	366,000	4,600	3,100	3,100	3,100
尾西市	374,100	12,700	11,200	11,200	11,200
木曽川町	304,300	15,400	31,900	45,300	58,600

【平成17年度】

	医療分
新市	361,400
旧木曽川町	319,700

【平成18年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	336,200

【平成19年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	349,600

【平成20年度】

	医療分
新市	362,900
旧木曽川町	362,900

<パターン11> (医療分のみ比較)

・本人、妻で 所得 600万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	458,400	54,500	71,600	71,600	71,600
尾西市	475,500	37,400	54,500	54,500	54,500
木曽川町	376,000	40,500	131,200	154,000	154,000

【平成17年度】

	医療分
新市	512,900
旧木曽川町	416,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	507,200

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	488,800	36,100	41,200	41,200	41,200
尾西市	505,900	19,000	24,100	24,100	24,100
木曽川町	404,000	26,500	103,200	126,000	126,000

【平成17年度】

	医療分
新市	524,900
旧木曽川町	430,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	507,200

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	510,000	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	530,000	0	0	0	0
木曽川町	428,500	14,200	78,700	101,500	101,500

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	442,700

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	507,200

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

<パターン12> (医療分のみ比較)

・本人、妻、子供2人で 所得 600万円

		均等割	平等割	所得割	資産割	賦課限度額
H15	一宮	25,800円	27,000円	6.70%	38.00%	52万円
	尾西	25,800円	27,000円	7.00%	38.00%	53万円
	木曽川	20,400円	23,400円	5.50%	35.00%	53万円
H17	一宮	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	7.60%	15.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	5.90%	17.50%	53万円
H18	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	7.50%	0.00%	53万円
H19	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.00%	0.00%	53万円
H20	一宮	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	尾西	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円
	木曽川	27,000円	28,000円	8.50%	0.00%	53万円

固定資産税額 0円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	510,000	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	527,100	2,900	2,900	2,900	2,900
木曽川町	416,800	53,700	113,200	113,200	113,200

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	470,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

固定資産税額 80,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	510,000	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	530,000	0	0	0	0
木曽川町	444,800	39,700	85,200	85,200	85,200

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	484,500

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

固定資産税額 150,000円

【平成15年度】

【平成15年度】		【平成15年度との比較】			
	医療分	H17	H18	H19	H20
一宮市	510,000	20,000	20,000	20,000	20,000
尾西市	530,000	0	0	0	0
木曽川町	469,300	27,400	60,700	60,700	60,700

【平成17年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	496,700

【平成18年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成19年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

【平成20年度】

	医療分
新市	530,000
旧木曽川町	530,000

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 1 2 号 2 3 - 1 0 障 害 者 福 祉 事 業 >

平成15年11月25日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	障害者福祉事業			
調整方針（案）	<p>(1) 障害者手当給付事業については、合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。</p> <p>(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。</p> <p>(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p> <p>(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。</p> <p>(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 遺族援護事業	<p>1. 合同慰霊祭 名称：平和祈念・戦没者追悼式 回数：年1回（秋） 対象者：戦没者の遺族、一般市民 内容：平和を祈念し、参列者全員による献花、映画会 場所：市民会館</p> <p>2. 補助金 対象者：一宮市遺族会連合会 一宮市戦災遺族会 対象経費：各連区運営費 県連負担金 青年婦人部活動費 研修会費 全国大会運動費 殉難碑清掃費 慰霊法要費 日本戦災遺族会分担金 H14補助額：392,000円 96,000円</p> <p>3. 委託料 委託先：一宮市英霊戦災死没者奉賛会 事業内容：理事会費 慰霊祭費（各連区にて実施） 供物事務費 剪定料 H14委託金額：5,186,765円</p>	<p>1. 合同慰霊祭 名称：尾西市戦没者合同慰霊祭 回数：年1回 5月 対象者：戦没者の遺族、役職者 内容：平和を祈念し、参列者全員による献花 場所：西五城慰霊碑前</p> <p>2. 補助金 対象者：尾西市遺族会 対象経費：県連負担金 事業費等 H14補助額：60,000円</p> <p>3. 委託料 委託先：尾西市遺族会 事業内容：月1回及び合同慰霊祭前の剪定、清掃 H14委託金額：180,000円</p>	<p>1. 合同慰霊祭 名称：戦没者合同慰霊祭 回数：年2回（春、秋） 対象者：戦没者の遺族、役職者 内容：平和を祈念し、代表者による献花 場所：春 法蓮寺 秋 木曾川町護国神社</p> <p>2. 補助金 対象者：木曾川町遺族会 木曾川町遺族会婦人部 対象経費：県連負担金 研修会費 事業費等 H14補助額：120,000円 30,000円 木曾川町社会福祉協議会に事務局があり、福祉団体活動費補助金として補助</p>	<p>合同慰霊祭については、旧地区において、従来どおり実施する。 補助金については、新市において3年以内に調整する。 委託料については、尾西市の事業内容に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 障害者手当給付事業	<p>1 名称 一宮市障害者手当</p> <p>2 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の手当に該当しない身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定または精神保健福祉手帳1級所持者の方には 月額2,000円 H14実績 41,688人 83,376,000円 ・身体障害者手帳3・4級または療育手帳B・CのうちIQ65以下または精神保健福祉手帳2級所持者の方には 月額1,500円 H14実績 47,452人 71,178,000円 ・国の手当に該当する方で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定または精神保健福祉手帳1級または被爆者健康手帳所持者の方には 月額1,000円 H14実績 6,242人 6,242,000円 計 95,382人 160,796,000円 <p>3 支払方法 口座振込</p>	<p>1 名称 尾西市障害者手当</p> <p>2 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級または療育手帳A・B判定または精神保健福祉手帳1級所持者の方には 月額2,000円 H14実績 16,429人 32,858,000円 ・身体障害者手帳4級または精神保健福祉手帳2級所持者の方には 月額1,500円 H14実績 3,375人 5,062,500円 計 19,804人 37,920,500円 <p>3 支払方法 口座振込</p>	<p>1 名称 木曾川町心身障害者手当</p> <p>2 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の方には 月額7,000円 H14実績 5,141人 35,987,000円 ・身体障害者手帳3級または療育手帳B判定の方には 月額2,200円 H14実績 3,067人 6,747,400円 ・身体障害者手帳4～6級または療育手帳C判定の方または被爆者健康手帳所持者の方には 月額1,000円 H14実績 3,250人 3,250,000円 計 11,458人 45,984,400円 <p>3 支払方法 口座振込</p>	<p>合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。 (別添資料1、2参照)</p>
3. 身体障害者支援費事業	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については一宮市身体障害者福祉法施行細則にあるように独自のものを取り決めている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については、居宅のC1、C2階層のみ国基準にかかわらず、0円としている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っている。 (別添資料3参照)</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>
4. 知的障害者支援費事業	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については一宮市知的障害者福祉法施行細則にあるように独自のものを取り決めている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については、居宅のC1、C2階層のみ国基準にかかわらず、0円としている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っている。 (別添資料3参照)</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>
5. 障害児支援費事業	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については一宮市障害児居宅支援事務処理規則にあるように独自のものを取り決めている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っているが、利用者負担額については、C1、C2階層のみ国基準にかかわらず、0円としており、デイサービスについては、すべての階層で0円としている。 (別添資料3参照)</p>	<p>国の制度に準じて行っている。 (別添資料3参照)</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 ただし、デイサービスについては、すべての階層で0円とする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6．母子通園施設	<p>1．名称 一宮市立肢体不自由児童訓練室 一宮市立知的障害児童訓練室</p> <p>2．目的 心身障害児童の集団療育訓練、日常生活自立訓練の指導を行い、健全な育成を図る</p> <p>3．事業の運営 委託 委託先 一宮市肢体不自由児者父母の会 一宮市手をつなぐ親の会</p> <p>4．現況 肢体不自由児 ・通園による指導の可能な未就学児童 ・定員20名 ・火木金の午前10時から午後3時開設 知的障害児 ・通園による指導の可能な未就学児童 ・定員15名 ・月水金の午前10時から午後3時開設</p> <p>5．利用料 無料</p> <p>6．平成15年度予算額 8,927,000円</p>	<p>1．名称 子ども発達センターすぎの子教室</p> <p>2．目的 市内の心身障害児とその保護者に対し通園による集団療育の場を与え、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る</p> <p>3．内容 (1)日常生活における基本的動作の訓練 (2)集団生活適応訓練 (3)言語訓練 (4)保護者に対する療育上の助言、指導</p> <p>4．定員 20人</p> <p>5．開園時間 午前9時～午後4時</p> <p>6．休園日 (1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)1月2日、3日、12月29日～31日</p> <p>7．利用料 支援費の利用者負担額による。</p> <p>8．職員 (1)園長 1名(市長) (2)園長代理 1名(正規) (3)主任保育士 1名(正規) (4)保育士 2名(正規) (5)言語聴覚士 1名(非常勤)</p> <p>9．平成15年度予算額 30,680,000円 平成15年3月14日指定居宅支援事業者指定</p>	<p>1．名称 木曾川町障害児通園施設たけのこ園</p> <p>2．目的 障害児に対し、ふれあいの場を与え保護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、その心身の発達を助長することを目的とする</p> <p>3．内容 (1)日常生活の指導 (2)集団生活の指導 (3)保健指導 (4)保護者に対する療育上の助言・指導</p> <p>4．定員20名</p> <p>5．開園時間 午前9時～午後4時</p> <p>6．休園日 (1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)12月29日～翌年の1月3日</p> <p>7．利用料 支援費の利用者負担額による。</p> <p>8．職員 (1)園長 1名(町長) (2)園長代理 1名(正規) (3)主任保育士 1名(正規) (4)保育士 2名(正規1、臨時1)</p> <p>9．平成15年度予算額 10,533,000円 平成15年3月31日指定居宅支援事業者指定</p>	<p>合併時に尾西市及び木曾川町の事業に合わせる。 ・一宮市の事業所を支援費制度の指定事業所に移行する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7. 知的障害者通所交通費給付事業	<p>1 名称 一宮市知的障害者通所等交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通所している者及び付添者が市内に住所を有し、かつ居住する者で、一宮市長が必要と認めた施設の通所に鉄道、一般乗合自動車又は通所バスを利用する者</p> <p>3 給付額 施設等の通所に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び一般旅客自動車割引を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通所状況、交通費金額を確認し、指定の金融機関へ月の末日までに口座振込</p> <p>H14実績 6,950,205円 対象者 473人</p>		<p>1 名称 木曾川町心身障害者通所等交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通所している者及び付添者が町内に住所を有し、かつ居住する者で、木曾川町長が必要と認めた施設の通所に等に鉄道、一般乗合自動車又は通所専用バスを利用する者</p> <p>3 給付額 当該施設等の通所等に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び身体障害者一般乗合旅客自動車割引書を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通所状況等を審査し、口座振込</p> <p>H14実績（知的障害者） 510,000円 対象者 17人</p>	合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。
8. 身体障害者通所交通費給付事業	<p>1 名称 一宮市身体障害者通所等交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通所している者及び付添者が市内に住所を有し、かつ居住する者で、一宮市長が必要と認めた施設の通所に鉄道、一般乗合自動車又は通所バスを利用する者</p> <p>3 給付額 施設等の通所に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び一般旅客自動車割引を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通所状況、交通費金額を確認し、指定の金融機関へ月の末日までに口座振込</p> <p>H14実績 486,510円 対象者 63人</p>		<p>項目7の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（身体障害者） 30,000円 対象者 1人</p>	合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
9. 心身障害児通園交通費給付事業	<p>1 名称 一宮市中心身障害児通園交通費給付事業</p> <p>2 対象者 施設等に通園している者及び付添者が市内に住所を有し、かつ居住する者で、一宮市長が必要と認めた施設の通所に鉄道、一般乗合自動車又は通所バスを利用する者</p> <p>3 給付額 施設等の通園に要した交通費の2分の1以内 ただし、身体障害者旅客運賃割引証及び一般旅客自動車割引を利用できる場合は、割引後の運賃の2分の1以内</p> <p>4 支払方法 施設より請求書を受け取り、通園状況、交通費金額を確認し、指定の金融機関へ月の末日までに口座振込</p> <p>H14実績 48,360円 対象者 1人</p>		<p>項目7の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（心身障害児） 0円 対象者 0人</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>
10. 身体障害者健康診査事業	<p>1 名称 身体障害者健康診査事業</p> <p>2 目的 常時、車いすを使用している在宅の身体障害者に対し、じょくそう、変形、膀胱機能障害等の発生を予防する。</p> <p>3 対象者 常時車いすを利用している身体障害者</p> <p>4 診察機関 一宮市民病院、今伊勢分院</p> <p>5 実績（平成14年度） 14,780円×7人＝103,460円</p>			<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 利用者の利便を考え診察機関の拡大 尾西市民病院 町立木曾川病院</p>
11. 知的障害者施設歳末慰問事業	<p>知的障害者入所施設の入所者に対して歳末に慰問金として、1人 2,000円を給付する。</p> <p>14年度実績 139名 278千円</p>			<p>合併時に事業を廃止する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
1 2 . 身体障害者施設 歳末慰問事業	<p>身体障害者入所施設の入所者に対して歳末に慰問金として、1人 2,000円を給付する。</p> <p>14年度支給実績 56名 112千円</p>			合併時に事業を廃止する。
1 3 . 身体障害者補装 具自己負担額給 付事業	<p>1 名称 身体障害者補装具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害者に対する補装具の交付及び修理による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、身体障害者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 9,330,393円 件数 3,188件</p>		<p>1 名称 木曾川町心身障害者補装具交付等に伴う自己負担分扶助事業</p> <p>2 目的 補装具の交付若しくは修理に伴う費用の負担金を扶助することにより、心身障害者の負担を軽減する。</p> <p>3 対象者 身体障害者福祉法第38条第1項において、補装具の給付等における費用の支払いを命じられた者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績(身体障害者補装具) 639,087円 件数 113件</p>	合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。
1 4 . 身体障害児補装 具自己負担額給 付事業	<p>1 名称 身体障害児補装具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害児に対する補装具の交付及び修理による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 3,351,814円 件数 863件</p>		<p>項目13の事業に含めて実施</p> <p>H14実績(身体障害児補装具) 213,110円 件数 59件</p>	合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>15. 身体障害者日常生活用具自己負担額給付事業</p>	<p>1 名称 身体障害者日常生活用具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害者に対する日常生活用具の給付による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 725,940円 件数 163件</p>		<p>項目13の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（身体障害者日常生活用具） 113,680円 件数 19件</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>
<p>16. 重度身体障害児日常生活用具自己負担額給付事業</p>	<p>1 名称 身体障害児日常生活用具自己負担額給付事業</p> <p>2 目的 身体障害児に対する日常生活用具の給付による本人及び扶養義務者負担額を支給することにより、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。</p> <p>3 対象者 「更正医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要綱」によって定められた徴収基準額が発生した者</p> <p>4 補助率 徴収基準額全額</p> <p>H14実績 70,650円 件数 11件</p>		<p>項目13の事業に含めて実施</p> <p>H14実績（重度身体障害児日常生活用具） 0円 件数 0件</p>	<p>合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
17. 福祉タクシー事業	<p>1 福祉タクシー料金助成 (年30回 初乗り料金以内) リフト付タクシー料金助成 (年30回 1回あたり2,400円、 高齢者は2,700円) 但し、医療機関へ長期間・定期的通院する必要がある方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯の方は年60回。重複受給不可。</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳 (1～3級) 療育手帳 (A判定・B判定) 戦傷病者手帳(特～5項症) 被爆者健康手帳 精神障害者保健福祉手帳(1・2級) 90歳以上の高齢者 身体障害者手帳 (1～3級) 療育手帳 (A判定・B判定) 90歳以上の高齢者</p> <p>3 実績(14年度) 20,389,520円</p>	<p>1 福祉タクシー料金助成 (年24回中型タクシーの基本料金以内) リフト付福祉タクシー料金助成 (年24回 初乗り料金の4分の3以内) 但し、福祉タクシーとリフト付福祉タクシーは、重複受給不可。</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳 (1～3級) 療育手帳 (A判定) 被爆者健康手帳 介護保険法の要介護(3～5) 身体障害者手帳(下肢・体幹機能障害1～3級)</p> <p>3 実績(平成14年度) 3,026,060円</p> <p>尾西市社会福祉協議会に委託して実施</p>	<p>1 一般タクシー及びリフト付きタクシー料金の助成 年48回身体障害者手帳及び療育手帳所持者は初乗り料金の9割を助成 被爆者健康手帳所持者は初乗り料金を助成</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳(1・2級及び下肢・体幹機能障害3級) 療育手帳(A・B判定) 被爆者健康手帳</p> <p>3 実績(平成14年度) 2,336,250円</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。</p>
18. 身体障害者配食サービス事業	<p>市が業者に委託して実施</p> <p>1. 単価 1食650円 2. 利用負担金 1食200円 3. 実施日時 日曜・祝日を除く昼食時のみ 週6回まで</p> <p>4. 対象者 ひとり暮らしの障害者 障害者のみの世帯 65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯 15歳未満の児童と障害者のみの世帯</p> <p>5. 予算額(平成15年度) 6,750千円 平成15年度新規事業</p>		<p>町が業者に委託して実施</p> <p>1. 単価 1食650円 2. 利用負担金 1食200円 3. 実施日時 毎日昼食時のみ 週7回まで</p> <p>4. 対象者 障害者(身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・Bを所持の者)のみの世帯 70歳以上の高齢者と障害者のみの世帯</p> <p>5. 実績額(平成14年度) 0円、0件</p>	<p>合併時に事業を再編する。 ひとり暮らしの障害者(障害者のみの世帯等含む)に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。</p>
19. 寝具洗濯乾燥事業	<p>1 名称 寝具洗濯乾燥事業</p> <p>2 目的 障害者が毎日使用しているふとん及び毛布を洗濯乾燥及び乾燥し、保健衛生の向上を図る。</p> <p>3 対象者 在宅の重度身体障害者</p> <p>4 補助率 洗濯乾燥にかかる経費全額</p> <p>5 内容 年2回一人につき1回分は布団3枚以内と毛布2枚以内</p> <p>6 実績(平成14年度) 56件 194,918円</p>			<p>一宮市の事業に合わせる。実施回数は年4回とする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	障害者福祉事業
先進事例	<p>さいたま市（平成13年5月1日新設合併） 障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。</p> <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併） 障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併） ア豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。 ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。 イ豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。</p> <p>田原市（平成15年8月20日編入合併） 1 田原町の制度を適用し、新市において新たな計画を策定する。 2 その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	障害者福祉事業
支援費制度について	<p>基本的な仕組み</p> <p>< 『支援費制度』の対象となるのは？ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・からだに障害のある方（身体障害者） ・知的障害のある方（知的障害者） ・障害のある児童（障害児） <p>< 支援費制度の仕組み ></p> <p>支援費制度は、障害のある方、市町村、指定事業者・施設の関係で構成されています。基本的な仕組みは次のとおりです。</p> <p>支援費支給を希望する方は、市町村窓口などで福祉サービスの利用希望について相談を行うとともに、相談内容を参考にして市町村に対して「支援費の支給申請」を行います。</p> <p>市町村は、申請者の方の状況や介護者の状況などを調査・勘案し、利用できるサービスの種類や量などを決める「支給決定」を行います。同時に「受給者証」を交付します。</p> <p>支給決定を受けた方は、福祉サービスを提供する事業者・施設の中から、ご自分が利用する事業者・施設を選択し、「契約」を結びます。指定事業者・施設から「福祉サービスの提供」を受けます。</p> <p>福祉サービスを利用された方は、指定事業者・施設に対して定められた「利用者負担額」を支払います。</p> <p>指定事業者・施設は市町村に対して、サービスの利用料から利用者負担額を差し引いた額を「請求」します。</p> <p>市町村は請求額が適正かどうかを審査して、サービスを提供した指定事業者・施設に対して「支援費の支払い」を行います。（ ）</p> <p>本来、支援費は市町村から利用者本人に支払い、利用者本人が事業者を支払うべきものですが、その手続を簡単にするため、本人の代わりに事業者が支援費を受け取る「代理受領」という方法が使われます。 【イメージ図】</p> <pre> graph TD User[利用者] -- ① 支援費の支給申請 --> City[市町村] City -- ② 支給決定 --> User City -- ③ 契約 --> Provider[指定事業者・施設] Provider -- ④ サービスの提供 --> User User -- ⑤ 利用者負担の支払い --> Provider Provider -- ⑥ 支援費の支払い (代理受領)の請求 --> City City -- ⑦ 支援費の支払い (代理受領) --> Provider Pref[都道府県知事] -- 指定 --> Provider </pre>

2市1町の障害者手当の状況と調整方針

単位（円）		一宮市	尾西市	木曽川町	調整方針案
肢体不自由	身体1・2級	2,000 特別障害者手当等受給者は1,000	2,000	7,000	2,000
	身体3級	1,500	2,000	2,200	2,000
	身体4級	1,500	1,500	1,000	1,500
	身体5・6級	0	0	1,000	0
知的障害	療育A	2,000 特別障害者手当等受給者は1,000	2,000	7,000	2,000
	療育B	1,500	2,000	2,200	2,000
	療育C	1,500 IQ65以下のみ	0	1,000	0
精神障害	精神1級	2,000 特別障害者手当等受給者は1,000	2,000	0	2,000
	精神2級	1,500	1,500	0	1,500
被爆	被爆者	1,000	0	1,000	1,500

現行手当受給者の合併後2年間の給付額

単位（円）		一宮市	尾西市	木曽川町	2年後
肢体不自由	身体1・2級	2,000	2,000	7,000	2,000
	身体3級	2,000	2,000	2,200	2,000
	身体4級	1,500	1,500	1,500	1,500
	身体5・6級	0	0	1,000	0
知的障害	療育A	2,000	2,000	7,000	2,000
	療育B	2,000	2,000	2,200	2,000
	療育C	1,500 IQ65以下のみ	0	1,000	0
精神障害	精神1級	2,000	2,000	2,000	2,000
	精神2級	1,500	1,500	1,500	1,500
被爆	被爆者	1,500	1,500	1,500	1,500

表1. 身体障害者、知的障害者、障害児居宅生活支援費(利用者本人分、扶養義務者分)の負担基準額

サービス内容	税額区分(年額)	負担基準額		
		一宮市	尾西市	木曽川町
ホームヘルパー 30分当たり	生活保護及び当該年度分の市町村民税が非課税 (A,B階層)	0円	0円	0円
	前年分の所得税が非課税 (A,B階層を除く) (C1、C2階層)	0円	0円	100円、 200円
	前年分の所得税額 280,000円以下 (D1～D4階層)	0円	150円～ 300円	150円～ 300円
	前年分の所得税額 280,001円以上 (D5～D14階層)	400円より	400円より	400円より
デイサービス 1日当たり (注1)、(注2)	生活保護及び当該年度分の市町村民税が非課税 (A,B階層)	0円	0円	0円
	前年分の所得税が非課税 (A,B階層を除く) (C1、C2階層)	0円	0円	100円、 200円
	前年分の所得税額 280,000円以下 (D1～D4階層)	0円	300円～ 700円	300円～ 700円
	前年分の所得税額 280,001円以上 (D5～D14階層)	1,000円より	1,000円より	1,000円より
ショートステイ 1日当たり(注1)	生活保護及び当該年度分の市町村民税が非課税 (A,B階層)	0円	0円	0円
	前年分の所得税が非課税 (A,B階層を除く) (C1、C2階層)	100円、 200円	0円	100円、 200円
	前年分の所得税が課税 (D1～D14階層)	300円より	300円より	300円より

(注1) 負担基準額が所要時間区分によってはこの限りではない場合があります。

(注2) 尾西市の障害児デイサービスについては、すべての階層で0円です。

表2. 身体障害者、知的障害者施設訓練等支援費(利用者本人分)の負担基準月額

サービス内容	対象収入額区分(年額) ^注	負担基準額		
		一宮市	尾西市	木曽川町
入 所	生活保護及び前年分の対象収入額 270,000円以下 (1、2階層)	0円	0円	0円
	前年分の対象収入額 270,001円以上 (3～40階層)	1,000円より	1,000円より	1,000円より
通 所	生活保護及び前年分の対象収入額 270,000円以下 (1、2階層)	0円	0円	0円
	前年分の対象収入額 270,001円以上 (3～40階層)	500円より	500円より	500円より

注. 「対象収入額」とは

前年の収入として認定するものから必要経費を控除した額とします。収入として認定する主なものとしては年金、授産工賃収入で、必要経費の主なものとしては日用品費又は日常生活費、更生訓練のための経費などがあげられます。

表3. 身体障害者、知的障害者施設訓練等支援費(扶養義務者分)の負担基準月額

サービス内容	税額区分(年額)	負担基準額		
		一宮市	尾西市	木曽川町
入 所	生活保護及び当該年度分 市民税非課税 (A、B階層)	0円	0円	0円
	上記階層に該当する者を除く (C1～D14階層)	1,100円より	2,200円より	2,200円より
通 所	生活保護及び当該年度分 市民税非課税 (A、B階層)	0円	0円	0円
	上記階層に該当する者を除く (C1～D14階層)	600円より	1,100円より	1,100円より

協 議 附 属 資 料

< 協議厚生第13号 23 - 15 その他の福祉事業 >

平成15年11月25日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	その他の福祉事業			
調整方針(案)	(1)民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。 (2)乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。 (3)心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。 (4)精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 民生委員児童委員	1. 定数 334名(うち主任児童委員32名) 2. 地区民生委員協議会数 16 3. 会議 ・会長連絡協議会 年4回開催(4月、6月、9月、12月) ・地区民生委員協議会 年4回開催(4月、6月、10月、12月) その他は随時開催 4. 専門部会数 4 児童女性部会 地域部会 老人障害部会 主任児童委員部会 5. 研修会 各専門部会研修 4専門部会合同研修(年1回) 全員研修会(年1回) 6. 交付金 平成14年度実績 10,122,400円 7. 民生委員推薦会委員 定数 14名 年2回会議開催	1. 定数 92名(うち主任児童委員8名) 2. 地区民生委員協議会数 4 3. 会議 ・民生委員協議会連絡会 毎月1回開催 ・全体会議 年3回 (研修会、顕彰伝達式、新年会) ・地区民生委員協議会 定期9回(全体会議以外の月) 4. 専門部会数 3 児童部会 高齢者部会 障害者部会 5. 研修会 全体研修会(年1回) 県外視察研修(3年に1回) ・各専門部会研修(年1~2回) 6. 補助金 平成14年度実績 2,058,880円 7. 民生委員推薦委員 定数 14名 必要に応じて開催	1. 定数 36名(うち主任児童委員2名) 2. 地区民生委員協議会数 1 3. 会議 ・民生委員協議会開催 毎月1回開催 4. 専門部会数 4 児童部会 心身障害者部会 高齢者福祉部会 女性部会 5. 研修会 尾張事務所・県社協にて実施 6. 報償費 平成14年度実績 1,623,400円 7. 民生委員推薦委員 定数 12名 必要に応じて開催	合併時に一宮市の事業に合わせる。
2. 災害見舞金給付	死亡1人当たり 10万円 1カ月以上の入院1人当たり 2万円 住居の全焼又は全壊1世帯当たり 5万円 住居の半焼又は半壊1世帯当たり 3万円 住居の床上浸水1世帯当たり 1万円	死亡1人当たり 10万円 1カ月以上の入院1人当たり 2万円 住居の全焼又は全壊1世帯当たり 5万円 住居の半焼又は半壊1世帯当たり 3万円 住居の床上浸水1世帯当たり 5千円 (50世帯以上の場合)		合併時に一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>3. 乳幼児医療費助成事業</p>	<p>【目的】 乳幼児が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、乳幼児の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 ・満5歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・満6歳の誕生日の属する月の末日までの者の入院医療費</p> <p>【対象者数】 9,461人（14年度平均） （入・通院対象者数）</p> <p>【助成方法】 ・5歳未満児 現物給付（県外で受診した場合は償還払） ・5歳児 償還払（現金給付）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 426,078,199円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 ・満4歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・満6歳の誕生日の属する月の末日までの者の入院医療費</p> <p>【対象者数】 2,281人（14年度平均） （入・通院対象者数）</p> <p>【助成方法】 ・4歳未満児 現物給付（県外で受診した場合は償還払） ・4.5歳児 償還払（現金給付）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 98,746,856円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 ・満4歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・小学校就学前3月までの入院医療費</p> <p>【対象者数】 1,203人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 ・4歳未満児 現物給付（県外で受診した場合は償還払） ・4歳児から未就学児 償還払（現金給付）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 54,250,897円（14年度）</p>	<p>合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。</p> <p>【参考】 現物給付…健康保険証と受給者証で受診したとき医療保険自己負担額が無料となる医療給付のこと。 償還払…医療保険自己負担額を支払い後で相当額の支給を受けること。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
4. 心身障害者医療費助成事業	<p>【目的】 心身障害者が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、心身障害者の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 1級から3級までの身体障害者手帳所持者 腎臓機能障害4級及び進行性筋萎縮症4級から6級までの身体障害者手帳所持者 知能指数が50以下の知的障害者 自閉症状群の者 戦傷病者手帳所持者</p> <p>【対象者数】 3,017人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 457,567,034円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 623人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 91,763,284円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 300人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 40,809,875円（14年度）</p>	2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。
5. 精神障害者医療費助成事業	<p>【目的】 精神障害者が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、精神障害者の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 通院・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条による通院医療の公費助成を受けている者 入院・・・精神障害者保健福祉手帳1,2級所持者で市内に6ヶ月以上居住している者（老人保健給付対象者を除く）</p> <p>【対象者数】 通院・・・956人（14年度平均） 入院・・・180人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 通院・・・現物給付（県外で受診した場合は償還払。患者票に記載してある病院のみ有効） 入院・・・償還払</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5% 入院・・・医療費一部負担金の1/2 【給付額】 38,544,439円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 通院・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条による通院医療の公費助成を受けている者</p> <p>【対象者数】 252人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 通院・・・現物給付（県外で受診した場合は償還払。患者票に記載してある病院のみ有効）</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5% 【給付額】 3,279,241円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 尾西市に同じ</p> <p>【対象者数】 90人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 通院・・・現物給付（県外で受診した場合は償還払。患者票に記載してある病院のみ有効）</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5% 【給付額】 1,596,534円（14年度）</p>	一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>6. 母子家庭等医療費助成事業</p>	<p>【目的】 母子、父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう医療保険における自己負担相当額を助成し、これらの家庭の保健と福祉の増進を図る。</p> <p>【助成対象者】 配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの者）を現に扶養しているもの 配偶者と死別した男子であつて現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる男子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの者）を現に扶養しているもの 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童 父母のない児童 所得制限あり</p> <p>【対象者数】 4,589人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 139,929,122円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 1,022人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 32,704,983円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 403人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 現物給付（県外で受診した場合は償還払）</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金 【給付額】 11,686,565円（14年度）</p>	<p>2市1町同し事業のため現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>7. 福祉給付金支給事業</p>	<p>【目的】 老人医療の一部負担金の支払が困難な身体的、社会的に恵まれない者に対して、福祉給付金を支給することにより、これらの者の生活の安定を図る。</p> <p>【助成対象者】・・・県補助分 老人保健及び老人医療受給者（老人医療費助成が終了し、健康保健等の高齢受給者になった方を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者。 福祉医療（障害者・母子・戦傷病者）の受給資格のある方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院患者 結核予防法第29条の命令入所患者 ひとり暮らし老人（市民税非課税世帯または、要保護世帯に属する方） ねたきり老人（ " ） 痴呆性老人（ " ）</p> <p>【対象者数】 4,593人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 老人保健受給者・・・一括申請方式による償還払 老人医療・高齢受給者・・・支払証明書等による申請方式の償還払</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金（相当額）ただし高額医療費の支給額を控除した額 【給付額】 312,482,571円（14年度）</p> <hr/> <p>【助成対象者】・・・市補助分 通院医療費...老人保健、老人医療、高齢受給者のうち精神障害者医療助成制度該当者 入院医療費...精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で市内に6ヶ月以上居住している者</p> <p>【対象者数】 56人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 償還払</p> <p>【助成内容】 通院・・・通院医療費の5% 入院・・・医療費一部負担金の1/2 【給付額】 2,599,319円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】・・・県補助分 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 1,046人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 支払証明書等による申請方式の償還払</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金（相当額）ただし高額医療費の支給額を控除した額 【給付額】 69,370,951円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【助成対象者】・・・県補助分 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 412人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 支払証明書等による申請方式の償還払</p> <p>【助成内容】 医療費一部負担金（相当額）ただし高額医療費の支給額を控除した額 【給付額】 31,178,122円（14年度）</p> <hr/> <p>【助成対象者】・・・町補助分 老人保健、老人医療受給者のうち精神障害者医療助成制度該当者</p> <p>【対象者数】 2人（14年度平均）</p> <p>【助成方法】 償還払</p> <p>【助成内容】 精神科外来医療の一部負担金 【給付額】 55,065円（14年度）</p>	<p>一宮市の事業に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>8. 老人保健医療給付事業</p>	<p>【目的】 国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、予防・治療・機能訓練に至る各種保健事業を総合的に実施し、それに必要な費用は国民が公平に負担することにより、保健の向上及び老人福祉の増進を図る。</p> <p>【給付対象者】 ・75歳以上の者（昭和7年9月30日以前に生れた者を含む） ・65歳以上75歳未満の者で次のいずれかに該当する者 手帳を交付されている方 ・身体障害者手帳1～3級、音声言語障害の4級又は下肢障害の4級の一部 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・療育手帳A・B判定 ・戦傷病者手帳 特別項症から第4項症（恩給法）</p> <p>障害、傷病等による方 ・国民年金法の障害年金、障害基礎年金の受給権者 ・厚生年金法、船員保険法、国家・地方公務員等共済組合法、労働者災害補償保険法等により障害の認定を受けている方で、一定の等級の方 ・ に該当していなくても身体の状況が または と同等の方</p> <p>【対象者数】 28,145人（14年度平均）</p> <p>【給付方法】 現物給付 【給付内容】 受給資格者の所得段階に応じた一部負担金と保険診療分との差額を給付 【給付額】 19,349,624,639円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【給付対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 6,191人（14年度平均）</p> <p>【給付方法】 現物給付 【給付内容】 受給資格者の所得段階に応じた一部負担金と保険診療分との差額を給付 【給付額】 4,391,123,430円（14年度）</p>	<p>【目的】 一宮市に同じ</p> <p>【給付対象者】 一宮市に同じ</p> <p>【対象者数】 3,294人（14年度平均）</p> <p>【給付方法】 現物給付 【給付内容】 受給資格者の所得段階に応じた一部負担金と保険診療分との差額を給付 【給付額】 2,459,250,207円（14年度）</p>	<p>2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 住民・国保・年金分科会

協議項目	その他の福祉事業1（福祉医療）		
先進事例	市町村名 廿日市市	合併期日 H15.3.1	<p style="text-align: center;">調 整 方 針</p> <p>(1) 乳幼児医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。ただし、佐伯町及び吉和村の乳幼児医療費給付事業の対象者であり、廿日市市の例に統一することにより対象外となる者については経過措置を設けるものとする。</p> <p>(2) 老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。</p> <p>(3) 3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めるものとする。</p>
	市町村名 山県市	合併期日 H15.4.1	<p>(1) 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前（6歳に達した日以降における最初の3月31日まで）の児童とし実施する。</p> <p>(2) 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業（伊自良村単独事業分を除く。）については、新市において県の補助基準により実施する。</p> <p>(3) 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止する。</p>
	市町村名 田原市	合併期日 H15.8.20	<p>その他の福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 1 4 号 2 3 - 1 7 病 院 事 業 >

平成15年11月25日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業			
調整方針（案）	(1)一宮市、尾西市、木曾川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引継ぎ、名称については 市立市民病院、市立市民病院今伊勢分院、市立尾西市民病院、市立木曾川市民病院とする。 (2)慣行料金については、合併時に統一するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、病院施設				現行のとおりとする。
名称	一宮市立市民病院	尾西市民病院	木曾川町立木曾川病院	
位置	一宮市文京2-2-22	尾西市富田1777	木曾川町黒田字北野黒165	
開院年月日	昭和14年5月1日	昭和37年4月1日	昭和25年7月1日	
構造	R C造/本館 地下1階 地上6階建、新館 地下1階 地上6階建、第1病棟3階建、第2病棟3階建	R C造/本館5階建、中央検査棟平屋建、リハビリ棟2階建、MRI棟2階建	R C造/本館地下1階 地上6階建 新館地上2階建	
敷地面積	17,584㎡	19,588㎡	8,406㎡	
延床面積	27,568㎡	7,150㎡	2,941㎡	
病床数	一般病床 530床	198床（一般病床150床、療養病床48床（うち介護病床12床））	138床（一般病床90床、療養病床48床（うち介護病床24床））	
標榜科目	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科	内科、心療科、消化器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科	内科、循環器科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科	
受付時間	午前8時00分～11時15分 午後の受付は内科のみ 午後1時00分～3時15分	午前8時30分～11時30分 午後の受付は内科・小児科 ただし、外科（月・木） 耳鼻咽喉科（月・火・木） 午後1時30分～4時00分	午前8時30分～11時30分 午後1時00分～4時30分	
診療時間	午前8時40分～午後4時00分	午前8時45分～午後4時00分	午前9時00分～12時00分 午後3時00分～5時15分	
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	
名称	一宮市立市民病院今伊勢分院			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
位置	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30			
開院年月日	昭和21年11月1日			
構造	R C造/診療本館2階建、診療新館2階建、診療中棟2階建、西病棟3階建、東病棟5階建			
敷地面積	10,118㎡			
延床面積	11,219㎡			
病床数	247床（一般病床45床、療養病床46床、精神病床156床（うち重度痴呆50））			
標榜科目	内科、精神科、神経科、整形外科、外科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科			
受付時間	午前8時15分～11時30分 午後の受付は内科・神経科 午後1時00分～4時00分			
診療時間	午前8時40分～午後4時00分			
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
3、職員数	市民病院：563名 今伊勢分院：206名 （H15.4現在 臨時職員を除く） 詳細別紙1	154名 （H15.4現在 臨時職員を除く） 詳細別紙1	105名 （H15.4現在 臨時職員を除く） 詳細別紙1	現行のとおりとする。
4、患者数	市民病院：604,747名 今伊勢分院：172,383名 （H14年度） 詳細別紙2	183,725名 （H14年度） 詳細別紙2	141,788名 （H14年度） 詳細別紙2	
5、病院事業経営状況	詳細別紙3	詳細別紙3	詳細別紙3	
6、救急医療体制	詳細別紙4	詳細別紙4	詳細別紙4	現行のとおりとする。
7、慣行料金	詳細別紙5	詳細別紙5	詳細別紙5	合併時に統一に向け調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8、休日急病診療所	診療科目...内科、小児科、軽微な外科 診療日...日曜日、祝日、振替休日、 12月31日～1月3日 診療受付...午前9時15分～11時30分 午後1時～4時30分 所在地...一宮市古金町1丁目12-1 一宮市保健センター内	\	\	現行のとおりとする。

協議項目	病院事業								
	参 考 資 料								
職員数		一宮市民病院		今伊勢分院		尾西市民病院		木曾川町立病院	
		職員数	備考等	職員数	備考等	職員数	備考等	職員数	備考等
	医師	62		14		14		11	
	薬剤師	16		5		4		4	
	放射線技師	14		2		5		3	
	検査技師	18		3		9		5	
	栄養士	2		2		1		1	
	理学療法士等	8		4		6		4	
	作業療法士			5					
	臨床工学技師	2						1	
	視能訓練士	1						1	
	医療相談員	2		3					
	言語聴覚士	2							
	看護師	318		115		75		58	
	准看護師	23		13		12		6	
	助産師	20							
	調理師								
労務員	49		29		16		2		
技術員	2		1						
事務員	24		10		12		9		
計	563		206		154		105		

(平成14年度)

協議項目		病院事業							
参 考 資 料									
患者数		一宮市民病院		今伊勢分院		尾西市民病院		木曾川町立病院	
		入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来
	内科	21,846	50,474	30,275	19,477	22,262	37,014	18,603	38,979
	循環器科	4,956	11,464						
	呼吸器科	5,146	6,430						
	消化器科	21,439	61,599						
	神経内科	11,960	23,744						
	小児科	28,147	51,862	0	1,181	3,272	22,483		
	外科	18,650	23,725	98	1,747	4,073	7,402	2,758	8,832
	整形外科	13,018	34,116	7,711	11,873	8,713	30,198	6,290	36,035
	脳神経外科	23,701	28,274						
	産婦人科	12,565	28,739				1,172		
	皮膚科	747	21,769				1,538		
	泌尿器科	5,099	17,113				2,108		
	眼科	2,642	26,535	0	3,937	462	14,766	252	6,226
	耳鼻咽喉科	7,121	36,005			167	12,838	52	7,568
	放射線科	1,043	4,818						
	リハビリテーション科								
	麻酔科								
	歯科口腔外科			438	10,497				
	精神科			35,295	26,023				
	痴呆性老人			17,792	6,039				
	心療科						1,901		
	医療療養					11,944		5,669	
介護療養					1,412		10,524		
	178,080	426,667	91,609	80,774	52,305	131,420	44,148	97,640	

(平成14年度)

損益計算書(平成14年度)

	一宮市民病院	今伊勢分院	尾西市民病院	木曾川町立病院
1. 総収益				
(1) 医業収益				
ア. 入院収益	6,639,000,914	1,404,352,851	1,489,208,853	954,495,685
イ. 外来収益	2,974,750,682	582,776,369	791,585,383	773,883,014
ウ. その他医業収益	153,038,102	27,226,017	34,156,870	73,573,509
エ. 休日急病診療所収益	26,271,886			0
(2) 医業外収益				
ア. 受取利息	2,459,382	47,684	667,066	29,632
イ. 県補助金	2,039,000	1,628,000	3,501,030	0
ウ. 他会計補助金	0	0	0	101,584,189
エ. 負担金・交付金	658,625,734	762,042,123	197,709,323	93,465,280
オ. 患者外給食収益	2,308,582	501,067	7,743,960	0
カ. 保育収益	7,080,324	2,999,934	0	0
キ. その他医業外収益	35,171,308	4,515,320	20,946,533	9,906,181
ク. その他医業外収益	0	2,880,000	0	0
ケ. 雑収益	88,301	2,179	0	0
(3)介護給付収益	0	0	0	180,118,052
総収益計	10,500,834,215	2,788,971,544	2,545,519,018	2,187,055,542
2. 総費用				
(1) 医業費用				
ア. 職員給与費	5,143,461,651	1,755,847,098	1,508,014,746	911,110,042
イ. 材料費	2,685,887,867	387,688,711	657,381,941	594,948,560
ウ. 経費	1,725,982,427	297,823,467	283,141,983	312,137,339
エ. 減価償却費	384,512,820	170,836,183	135,360,426	176,654,159
オ. 資産減耗費	10,524,741	2,921,888	4,396,991	2,605,776
カ. 研究研修費	20,348,861	5,359,786	3,799,556	2,394,895
キ. 休日急病診療所費	36,956,906	0	0	0
(2) 医業外費用				
ア. 支払利息	45,772,312	36,096,464	332,434	23,538,800
イ. 患者外給食材料費	1,298,861	262,630	5,293,123	0
ウ. 保育費	37,549,344	37,119,961	0	0
エ. 繰延勘定償却	7,565,071	1,613,325	0	16,030,722
オ. 雑損失	216,844,562	35,364,789	1,537,100	45,014,882
(3)居宅介護サービス事業費用	0	0	0	17,116,433
(4)施設介護サービス事業費用	0	0	0	113,105,260
総費用計	10,316,705,423	2,730,934,302	2,599,258,300	2,214,656,868
3. 特別利益				
ア. 過年度収益	4,422,941	19,169,915	0	0
イ. 固定資産売却益	0	0	112,675	0
4. 特別損失				
ア. 過年度損失	21,259,860	561,033	0	0
5. 当年度純利益	167,291,873	76,646,124	-53,626,607	-27,601,326
6. 前年度繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)	400,310,361	-912,162,368	-167,959,198	-1,436,905,967
7. 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)	567,602,234	-835,516,244	-221,585,805	-1,464,507,293

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

別紙4

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業								
項目	一宮市			尾西市			木曾川町		
救急医療体制 1、診療体制	一宮市民病院			尾西市民病院			木曾川町立病院		
		休日昼間	夜間		休日昼間	夜間		休日昼間	夜間
	医師 (人)	3	3	医師 (人)	1	1	医師 (人)	3	3
	看護師 (人)	2.3	2.3	看護師 (人)	2	2	看護師 (人)	3	3
	薬剤師 (人)	1	1	薬剤師 (人)	1	-	薬剤師 (人)	1	1
	検査技師 (人)	1	1	検査技師 (人)	1	-	検査技師 (人)	1	1
	放射線技師 (人)	1	1	放射線技師 (人)	1	-	放射線技師 (人)	1	1
	今伊勢分院								
		休日昼間	夜間						
	医師 (人)	1	1						
	看護師 (人)	1	1						
	薬剤師 (人)	-	-						
	検査技師 (人)	-	-						
	放射線技師 (人)	-	-						
	(平成14年度平均)			(平成14年度平均)			(平成14年度平均)		
2、診療科目	一宮市民病院 内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科			尾西市民病院 内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科			木曾川町立病院 内科、循環器科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科		
	今伊勢分院 内科、精神科、神経科、整形外科、外科 (当直医師1名では対応できない場合を除く)			(当直医師では対応できない場合を除く)			(当直医師では対応できない場合を除く)		

慣行料金表

項目	区分	一宮市	尾西市	木曾川町	調整方針	
個室料・特別室料(内税)	特A室 1日	8,400(助産8,000)		7,350	現行	
	特B室 1日	6,300(助産6,000)				
	特C室 1日	4,200(助産4,000)				
	特D室 1日	2,410(助産2,300)				
	個室 1日	2,100(助産2,000)	1,050	1,050		
	個室 1日(2床室)		1,260	3,150		
分娩介助料・産科入院料・その他 (非課税)	分娩料(時間内)	70,000			一宮	
	分娩料(時間外)	98,000				
	分娩料(深夜)	126,000				
	多胎の場合は、一人毎に5割を加算する。					
	汚物処理等料	3,000				
	妊娠反応	2,000	2,550	1,570		
	エストロジェン	2,500				
	精液検査	3,400				
	ガスリー産科	1,120				
	ガスリー小児科	1,170				
	妊婦血液検査(経産婦)県内	7,750				
	妊婦血液検査(初産婦)県内	10,640				
	妊婦血液検査(経産婦)県外	8,190				
	妊婦血液検査(初産婦)県外	11,080				
	妊婦健診料(内診)	3,000				
	妊婦健診料(外診)	3,500				
	新生児介補料	7,000				
	新生児ABR聴力検査	7,030				
	乳児健診料	2,310	3,150			
	母乳相談(初回)	2,500				
	母乳相談(2回目以降)	2,000				
	リング挿入術	40,000	麻酔別21,000			
	リング除去術	11,000	麻酔別10,500			
	不規則抗体検査	2,830				
	GBS培養検査	1,890				
	AIH(配偶者間人工受精)	4,200				
	HIV検査(2種類)	3,780				
	ケミカルピーリング	8,400				
	ピアス穴(1穴・2穴の区別なし)	8,400				
	入院料(給食料を除く)	1点単価	15円			
	バイアグラ	1点単価	15円			
上記以外のもの	1点単価	10円				

慣行料金表

電気器具使用料(内税)	テレビ	1日	40円	1日	50円		一宮		
	電気コタツ	1日	20円			1日		30円	
	電気毛布	1日	40円	1日	20円	1日		50円	
	電気冷蔵庫	1日	40円			1日		80円	
	パソコン、ワープロ	1日	40円			1日		50円	
	その他の電気器具	1日	10円						
	ラジオ				1日	20円		1日	30円
	電気アンカ				1日	20円		1日	30円
	扇風機				1日	20円		1日	30円
	文書料(内税)	普通診断書		1,050		840			1,050
特定疾患認定診断書			1,050		2,100		2,100		
精神保健福祉法による通院医療診断書			1,050						
領収証明書			1,050		530		1,050		
医療補助金請求等証明書			1,050		530		1,050		
保険関係等入院・通院証明書			3,150		2,100		1,050		
死亡診断書			2,100		2,100		1,050		
出生証明書			2,100						
死産証明書			2,100						
厚生年金診断書			3,150		2,100		2,100		
国民年金診断書			3,150		2,100		2,100		
恩給診断書			3,150		2,100		2,100		
身体障害者認定診断書			3,150		2,100		2,100		
保険関係等診断書			3,150		2,100		2,100		
自賠保険診断書			3,150		2,100		2,100		
自賠保険診療明細書			3,150		2,100		2,100		
死体検案書(普通)			2,100		2,100				
死体検案書(複雑)			3,670						
その他の診断書、証明書			1,050						
付添食料(内税)	朝食(普通食)		550		250		260		
	朝食(特別食)		620						
	昼食(普通食)		810		610		420		
	昼食(特別食)		950						
	夕食(普通食)		810		610		420		
	夕食(特別食)		950						
	普通食計		2,170		1,470		1,100		
	特別食計		2,520						
								9	

慣行料金表

搬送料(内税)	10km未満(往復)	1,260		1,260	一宮 木曾川
	20km未満(往復)	1,470		1,470	
	30km未満(往復)	1,680		1,680	
	50km未満(往復)	2,100		2,100	
	100km未満(往復)	3,150		3,150	
	200km未満(往復)	6,300		6,300	
	300km未満(往復)	8,400		8,400	
	400km未満(往復)	10,500		10,500	
	400km以上(往復)	12,600		12,600	
健康診断料		健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額に100分の105を乗じて得た額	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額に100分の130を乗じて得た額	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額に100分の157を乗じて得た額	一宮
予防接種料(内税)	麻疹	5,760	4,200	4,430	一宮
	ツベルクリン反応検査	2,370		1,000	
	BCG	6,030	5,780	3,250	
	おたふくかぜワクチン	5,760	3,570	4,430	
	三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)1回	3,870	3,150	4,150	
	二種混合(ジフテリア・破傷風)1回	4,140	3,150	3,670	
	水痘ワクチン	8,670	6,930	9,020	
	破傷風予防接種	2,470	3,150	3,570	
	風疹ワクチン(小児科)	5,760	4,200	4,200	
	風疹ワクチン 抗体価検査	3,620			
	(産婦人科) 風疹ワクチン接種	5,760			
	妊娠反応検査	2,000	2,550		
	B型ワクチン 0.5ml	5,670		3回 18,360	
	B型ワクチン 0.25ml	5,110			
	日本脳炎	3,630	4,000	5,720	
	MMRワクチン	購入時に設定			
	ポリオワクチン	6,300			
	インフルエンザ(内科)	3,040	3,150	3,000	
インフルエンザワクチン(小児科)	2,050	2,625	2,000		
肺炎球菌ワクチン	9,070	9,450			

慣行料金表

死体検案料(内税)	一般的な検案	5,250	3,150	6,300	一宮
	出張検案(現場)	8,920			
	上記のうち複雑なもの	50%増			
	加算(時間外)	2,100			
	加算(休日)	4,200			
	加算(深夜)	4,200			
自費検査料	保険適用外の委託検査(契約)	委託料金×1.2+消費税	委託料金×1.2+消費税	契約料金×1.05に 300円を加算	一宮
	保険適用外の委託検査(契約外)	委託料金×1.2+消費税	委託料金×1.2+消費税		
	保険点数より高い検査については、差額は徴収しない。				
	供血者の検査料金	1点 10円+消費税	1点 10円+消費税	1点 10円+消費税	
治療衛生材料		定価とする。 定価のないもの及び明 らかでないものは、 購入原価×1.2	定価とする。 定価のないもの及び明 らかでないものは、 購入原価×1.2	定価+消費税	一宮
病衣(内税)		1日 70円		1枚 100円	一宮
保険外診療	交通事故 自賠保険	1点 20円	1点 20円	1点 20円	一宮
	交通事故 保険使用	1点 10円	1点 10円	1点 10円	
	保険証を忘れたもの	1点 10.5円	1点 10円	1点 15.7円	
保険外診療	保険に加入していない	1点 10.5円	1点 10円	1点 15.7円	一宮
	自殺、喧嘩、犬噛		1点 20円		
	健康診断、		1点 13円		
	故意に保険使用しない				
	自殺 胃洗浄				
				6,300	
脳ドック(頭部MRI、MRA) ・心電図(オプション選択) ・尿検査(オプション選択) ・血液検査(オプション選択)		24,320			現行
		1,570			
		290			
		3,740			
人間ドック			30,450	26,250	現行
健康診断簡単(集団)				4,590	
健康診断(集団)				7,500	現行
梅毒検査				2,300	11

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 病院分科会

協議項目	病院事業
医療法	<p>第1条 この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。</p> <p>第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。</p> <p>2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。</p> <p>第1条の3 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。</p>
国民健康保険法	<p>第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>3 組合は、前2項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協 議 項 目	病院事業
地方公営企業法	<p>第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。</p> <p>(1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）</p> <p>(2) 工業用水道事業</p> <p>(3) 軌道事業</p> <p>(4) 自動車運送事業</p> <p>(5) 鉄道事業</p> <p>(6) 電気事業</p> <p>(7) ガス事業</p> <p>2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。</p> <p>3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の1部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。</p> <p>（経営の基本原則）</p> <p>第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>（地方公営企業の設置）</p> <p>第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p> <p>（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行）</p> <p>第5条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。</p> <p>（国の配慮）</p> <p>第5条の2 国の行政機関の長は、地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の執行にあつては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。</p> <p>（地方自治法等の特例）</p> <p>第6条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。</p> <p>（経費の負担の原則）</p> <p>第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。</p> <p>(1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費</p> <p>(2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費</p> <p>2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 1 5 号 1 5 使 用 料、手 数 料 等 の 取 扱 い >

平成15年11月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い																					
調整方針(案)		(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。																					
項目	使 用 料 (円)						各項目の調整方針																
	一宮市		尾西市		木曾川町																		
保育園・児童館等	保育所及び児童厚生施設の目的外使用料...無料		保育所及び児童厚生施設の目的外使用料...無料		区 分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	合併時に一宮市・尾西市の制度に合わせる。														
					保育園(遊戯室) 児童館(集会室) 里小牧児童遊園 (児童集会所)	1,050	1,360	1,360															
					区 分	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 21:00																
					保育園(遊戯室) 児童館(集会室) 里小牧児童遊園 (児童集会所)	2,100	3,150																
住民以外の者(使用者の半数以上が住民以外の者である場合を含む。)の使用にかかる使用料は5割増。冷暖房期間中は3割増。																							
思いやり会館	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 分</td> <td style="width: 20%;">9:00 ~ 12:00</td> <td style="width: 20%;">13:00 ~ 17:00</td> </tr> <tr> <td>3階会議室</td> <td>500</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>4階会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </table>		区 分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	3階会議室	500	700	4階会議室	1,000	1,300	和室	400	500							現行どおりとする。		
			区 分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00																		
			3階会議室	500	700																		
			4階会議室	1,000	1,300																		
和室	400	500																					

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い							
項目	手 数			料 (円)		各 項 目 の 調 整 方 針		
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	一 宮 市	尾 西 市			
戸籍謄抄本及び記録事項証明	1通	450	1通	450	1通	450	2市1町同じであるため現行どおりとする。	
戸籍記載事項証明	1事項	350	1事項	350	1事項	350		
除籍謄抄本及び記録事項証明	1通	750	1通	750	1通	750		
原戸籍	1通	750	1通	750	1通	750		
除籍記載事項証明	1件	450	1件	450	1件	450		
戸籍受理等証明	1通	350	1通	350	1通	350		
戸籍受理等証明(上質紙)	1通	1,400	1通	1,400	1通	1,400		
戸籍附票の写し交付	1通	200	1通	200	1通	200		
不在籍、不在住証明	1件	200	1件	200	1件	200		
住民票の写し交付	1通	200	1通	200	1通	200		
外国人登録原票記載事項証明書	1通	200	1通	200	1通	200		
印鑑登録証明	1通	200	1通	200	1通	200		
印鑑登録証再交付手数料		無料		無料	1件	200		合併時に木曾川町の制度に合わせる。
戸籍廃棄済証明	1件	200	1件	200		無料		
住民基本台帳閲覧	1世帯	200	1世帯	200	1人	200	合併時に一宮市・尾西市の制度に合わせる。	
身分証明	1通	200	1通	200	1枚	350		
戸籍の届書の記載事項証明	1件	350	1件	350	1件	350	2市1町同じであるため現行どおりとする。	
住民票の記載事項証明	1件	200	1件	200	1件	200		
広域交付住民票の写しの交付	1通	200	1通	200	1通	200		
住民基本台帳カード交付	1件	500	1件	500	1件	500		
住民基本台帳カード再交付	1件	500	1件	500	1件	500		
火葬に関する証明		無料	1件	200	1件	350	合併時に一宮市の制度に合わせる。	
犬登録手数料	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	2市1町同じであるため現行どおりとする。	
狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550	1件	550	1件	550		
犬鑑札再交付手数料	1件	1,600	1件	1,600	1件	1,600		
狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340	1件	340	1件	340		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
	新居浜市	H15.4.1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	山県市	H15.4.1	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	田原市	H15.8.20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備考	<p>【使用料の考え方】 使用料は、施設利用の対価であり、施設内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方（算定基準など）や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点（バランス）も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p>【手数料の考え方】 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 1 6 号 1 7 補 助 金、 交 付 金 等 の 取 扱 い >

平成15年11月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い			
調整方針（案）	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。			
項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
1. 社会福祉協議会補助金	地域福祉の拡充のため、社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費の一部を補助する。 1. 社会福祉協議会補助金 人件費 108,088,844円 事務費 2,100,000円 見守りネットワーク事業 845,000円 ヘルパー研修費 272,650円 事務所管理費 4,805,574円	地域福祉の拡充のため、社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費の一部を補助する。 1. 社会福祉協議会補助金 人件費 21,938,355円 運営費 1,000,000円 福祉フェスティバル 2,500,000円 地域福祉サービスセンター事業 1,480,000円 関係団体補助金等 756,500円 事務所管理費他 2,603,799円	地域福祉の拡充のため、社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費の一部を補助する。 1. 社会福祉協議会補助金 人件費 18,716,885円 事務費 2,079,000円 2. 福祉団体活動費 960,000円 3. 社会福祉協議会社会福祉事業補助金 100,000円 4. 地域福祉サービスセンター補助金 2,337,589円 5. 心配ごと相談運営費補助金 157,000円 6. ボランティアセンター運営費補助金 448,676円 7. 身体障害者福祉事業補助金 273,968円 8. 母子福祉事業補助金 202,134円	各市の現行事業を新しい事業に統合する
	計 116,112,068円	計 30,278,654円	計 25,275,252円	
2. シルバー人材センター補助金	高齢者である会員が地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し提供する事業に対する補助 [補助対象] シルバー人材センターの運営費 [平成14年度補助額] 54,651,486円 [平成14年度決算額] 331,876,000円 [会員登録者] 市内在住で、働くことのできるおおむね60歳以上の健康な方 [年会費] 1,000円 [平成14年度実施実績] 正会員数 958人 受注件数 4,611件 契約金額 257,082,747円 就業実人員 793人	高齢者である会員が地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し提供する事業に対する補助 [補助対象] シルバー人材センターの運営費 [平成14年度補助額] 10,000,000円 [平成14年度決算額] 244,871,277円 [会員登録者] 市内在住で、働くことのできるおおむね60歳以上の健康な方 [年会費] 1,000円 [平成14年度実施実績] 正会員数 490人 受注件数 2,492件 契約金額 230,288,093円 就業実人員 366人	高齢者である会員が地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し提供する事業に対する補助 [補助対象] シルバー人材センターの運営費 [平成14年度補助額] 12,143,000円 [平成14年度決算額] 184,334,481円 [会員登録者] 市内在住で、働くことのできるおおむね60歳以上の健康な方 [年会費] 1,000円 [平成14年度実施実績] 正会員数 340人 受注件数 2,808件 契約金額 146,426,136円 就業実人員 310人	合併後すみやかに統合に向け調整する。 補助金については一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																							
3. 私立幼稚園就園奨励費補助金	<p>私立幼稚園就園奨励事業とは、市町村が主体となって、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する事業である。</p> <p>当該事業の対象は、私立幼稚園（市外幼稚園も含む）に満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を通園させている当該市町在住の家庭で、保育料・入園料の減免を目的とした私立幼稚園就園奨励費補助基準により幼稚園を通じて補助する。</p> <p>なお、補助基準は以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助区分</th> <th colspan="3">補 助 額（年額・円）</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯及び平成15年度の市町民税非課税となる世帯</td> <td style="text-align: center;">137,700</td> <td style="text-align: center;">180,000</td> <td style="text-align: center;">222,000</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が非課税となる世帯</td> <td style="text-align: center;">104,900</td> <td style="text-align: center;">157,000</td> <td style="text-align: center;">209,000</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が8,800円以下となる世帯</td> <td style="text-align: center;">80,400</td> <td style="text-align: center;">141,000</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が102,100円以下となる世帯</td> <td style="text-align: center;">56,500</td> <td style="text-align: center;">124,000</td> <td style="text-align: center;">190,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績 186,385,800円</p>	補助区分	補 助 額（年額・円）			第1子	第2子	第3子以降	生活保護世帯及び平成15年度の市町民税非課税となる世帯	137,700	180,000	222,000	平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が非課税となる世帯	104,900	157,000	209,000	平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が8,800円以下となる世帯	80,400	141,000	200,000	平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が102,100円以下となる世帯	56,500	124,000	190,000	<p>国制度のため、左記に同じ。</p> <p>平成14年度実績 33,023,100円</p>	<p>国制度のため、左記に同じ。</p> <p>平成14年度実績 16,994,200円</p>	<p>事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p>
補助区分	補 助 額（年額・円）																										
	第1子	第2子	第3子以降																								
生活保護世帯及び平成15年度の市町民税非課税となる世帯	137,700	180,000	222,000																								
平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が非課税となる世帯	104,900	157,000	209,000																								
平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が8,800円以下となる世帯	80,400	141,000	200,000																								
平成15年度に納付すべき市町民税所得割額が102,100円以下となる世帯	56,500	124,000	190,000																								
4. 私立幼稚園給食費補助金	<p>私立幼稚園給食費補助事業とは、幼児教育の振興に資するため、学校教育法第4条第1項に規定する設置認可を受けた幼稚園のうち学校法人及びその他のものが設置した幼稚園に通園する幼児で、次の各号の要件すべてに該当する場合に幼稚園設置者を通して給食費の補助をする。</p> <p>(1) 各年度4月1日における年齢が3歳、4歳又は5歳であること。</p> <p>(2) 私立幼稚園に10月1日現在、在園していること。</p> <p>(3) 市内に住所を有していること。</p> <p>幼児1人につき年間2,000円補助 平成14年度実績 7,270,400円</p>	<p>平成14年度実績 7,270,400円</p>	<p>平成14年度実績 7,270,400円</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>																							

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項目	一宮市	(千円)	尾西市	(千円)	木曾川町	(千円)
1. 福祉	社会福祉協議会補助金	116,112	社会福祉協議会事業補助金	30,278	社会福祉協議会補助金	20,795
					福祉団体活動費補助金	960
					社会福祉協議会社会福祉事業補助金	100
					地域福祉サービスセンター補助金	2,337
	心配ごと相談事業委託料	1,002	心配ごと相談所等設置運営委託料	961	心配ごと相談所運営費補助金	157
	ボランティア事業補助金	4,995			ボランティアセンター運営費補助金	448
	身体障害者福祉協会補助金	500	身体障害者鍛錬会補助金	817	身体障害者福祉事業補助金	273
	母子福祉推進事業委託料	400	母子寡婦社会見学事業補助金	488	母子福祉事業事業補助金	202
	遺族会連合会補助金	392	遺族会補助金	60		
	戦災遺族会補助金	96				
	傷痍軍人会補助金	593				
	更生保護婦人会補助金	55				
	赤十字奉仕団補助金	55				
	民生児童委員協議会交付金	10,122	民生・児童委員研修補助金	2,059	民生委員児童委員活動費報奨金	1,624
	保護司会交付金	1,069	保護司会補助金	280	保護司会連合会負担金	150
	精神障害者小規模保護作業所通所訓練事業補助金	9,912	精神障害者小規模保護作業所運営費負担金	970	精神障害者小規模保護作業所運営負担金	373
	精神障害者グループホーム運営補助金	970	精神障害者居宅生活支援事業費補助金 (H15新規)	0	精神障害者グループホーム運営費負担金	529
	精神障害者短期入所事業補助金	0	精神障害者短期入所事業補助金	0		
	精神障害者ホームヘルパー派遣事業補助金	0	精神障害者居宅生活支援事業費補助金 (H15新規)	0	精神障害者ホームヘルパー派遣委託料	0
	社会福祉事業団補助金	0				
	視覚障害者福祉協会補助金	125				
	尾張地区聴覚障害者後援会補助金	67				
	リフト付福祉タクシー運営補助金	720	リフト付タクシー運行事業補助金	960		
	原爆被災者の会補助金	77	被爆者友の会補助金	20		
	視覚障害者住宅リフォーム補助金	200				
	身体障害者通所授産施設等運営補助金	2,040			きそがわ作業所補助金	3,973

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
重度身体障害者住宅リフォーム補助金	0	住宅リフォーム事業補助金	277
社会福祉施設建設補助金	36,940	福祉施設建設特別補助金(H15新規)	0
住民助け合い活動費補助金	300		
家族介護者訪問介護員養成研修受講者受講料交付金	810		
居宅介護支援事業者等住宅改修理由書作成業務補助金	1,068	介護保険住宅改修支援事業委託料	15
シルバー人材センター補助金	54,651	シルバー人材センター事業費補助金	10,000
老人クラブ事業補助金	20,207	老人クラブ補助金	5,184
老人クラブ育成補助金	6,100		
老人クラブ連合会補助金	2,828	老人クラブ連合会運営費補助金	1,459
老人クラブ活動等事業補助金	1,572		
老人ゲートボール場運営事業補助金	1,207	ゲートボール場保全管理補助金	35
高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会支部運営交付金	1,120		
健康農園運営事業補助金	913		
社会福祉施設建設補助金	125,718		
扶助費(身体障害者自動車改造給付費)	1,089	身体障害者用自動車改造事業補助金	158
なし		知的障害者鍛錬会補助金	1,170
なし		知的障害者自主グループ補助金(H15新規)	0
扶助費(知的障害者通所交通費給付費)	6,950		
扶助費(身体障害者通所交通費給付費)	486		
扶助費(心身障害児通所交通費給付費)	48		
子ども会育成事業補助金	7,468	子ども会補助金	1,315
子ども会事業委託料	12,939	子ども会育成連絡協議会補助金	600
母親クラブ活動補助金	1,701	母親クラブ運営費補助金	756
私立児童養護施設補助金	6,878		
手をつなぐ親の会補助金	9,999		
肢体不自由児父母の会補助金	220		
		住宅改善助成事業補助金	300
		身体障害者療護施設整備補助金	0
		住民参加型在宅福祉サービス事業補助金	240
		居宅介護支援事業者等住宅改修理由書作成業務手数料	182
		シルバー人材センター補助金	12,143
		老人クラブ補助金	3,024
		老人クラブ連合会補助金	562
		心身障害者通所補助金	540
		子ども会活動費補助金	1,415
		子ども会育成事業委託料	2,703
		母親クラブ育成事業補助金	189

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)			
視覚障害児住宅リフォーム補助金	0					
障害児地域グループ訓練事業補助金	150					
重度身体障害児住宅リフォーム補助金	0					
私立保育園運営補助金	123,388	あさひ保育園運営費補助金	3,205			
私立保育園事業補助金	7,909		0			
私立保育園1歳児保育事業補助金	6,057		0			
私立保育園産休病休代替職員補助金	3,265		0			
私立保育園障害児保育事業補助金	13,907		0			
私立保育園地域活動事業実施補助金	1,489		0			
私立保育園嘱託医手当補助金	1,380		0			
私立保育園一時保育促進事業補助金	5,201		0			
私立保育園乳児保育促進事業補助金	16,571		0			
私立保育園延長保育促進事業補助金	40,576		0			
私立保育園整備(臨時)補助金	22,023		0			
ちびっこ広場清掃謝礼(修繕含まず)	688	児童遊園管理委託料(修繕含まず)	676			
私立幼稚園補助金	6,312	幼稚園運営費補助金	600			
私立幼稚園就園奨励費補助金	186,385	幼稚園就園奨励費補助金	33,023			
私立幼稚園就園児給食費補助金	7,270		0			
老人無料入浴事業浴場使用料	36,090		公衆浴場助成事業補助金	720		
子ども会事業委託料(子ども会活動事業)	1,637		子ども会安全会補助金	300		
2. 介護	社会福祉法人等生計困難者利用負担減免措置事業補助金	312	介護保険利用者負担減免措置事業費補助金	150	社会福祉法人利用者負担軽減助成補助金	228
3. 健康	医師会補助金	12,695			葉栗郡医師会補助金	200
	歯科医師会補助金	2,713	地域歯科保健推進事業補助金(H15新規)	0	一宮歯科医師会補助金	120
	薬剤師会補助金	510				
	鍼灸技師会補助金	162				
	助産師会補助金	76				
	柔道整復師会一宮支部補助金	315				
	看護師学校補助金	700				
	一宮市地区献血推進事業補助金	1,188				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)		尾西市 (千円)		木曾川町 (千円)	
	公衆浴場確保対策補助金	6,101				
	献体不老会補助金	70				
	広域第2次救急病院交付金	29,787	広域2次救急医療体制運営費負担金	884	広域2次救急医療負担金	479
	犬猫避妊手術等補助金	2,355				
					妊婦健康診査(県外受診)助成金	405
	不妊検査費補助金(H15新規)	0				
			在宅当番医制運営費補助金	2,345		
					食生活改善推進員活動交付金	252
					機能訓練協力者活動交付金	60
					食品協会木曾川分会補助金	40

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名 さいたま市	合併期日 H13.5.1	<p>調整方針</p> <p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
	市町村名 廿日市市	合併期日 H15.3.1	<p>調整方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。
	市町村名 山県市	合併期日 H15.4.1	<p>調整方針</p> <p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
	市町村名 新発田市	合併期日 H15.7.7	<p>調整方針</p> <p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。</p> <p>両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。</p> <p>両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>